公告第２０３９号
令和８年１０月１５日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長　秋吉　裕之

次のとおり一般競争入札を行います。

１　競争に付する事項
(1)　件　　名：貨物専用機による装備品等の輸送
(2)　規　　格：仕様書のとおり
(3)　履行場所：熊本空港～那覇空港、石垣空港・宮古島空港
(4)　履行期限：令和８年１１月９日（月）～令和８年１１月１２日（木）

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和７・８・９年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「D」等級以上の資格を有するものであること。（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する業者は、資格審査結果通知書（写）を令和８年１０月２３日（金）１２００までに提出すること（ＦＡＸ可））
(4)　大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

３　公告の掲示場所
西部方面隊ホームページ（https：//www.mod.go.jp/gsdf/wae/）
陸上自衛隊健軍駐屯地、北熊本駐屯地、自衛隊熊本病院

４　契約条項・入札等参加者心得を示す場所
陸上自衛隊健軍駐屯地西部方面会計隊本部業務科契約班及び西部方面隊ホームページ

５　競争入札執行の日時場所
(1)　入札場所：陸上自衛隊健軍駐屯地　会計隊会議室
(2)　日　　時：令和８年１０月２７日(火)　１０時００分

６　落札決定方法
(1)　総額（税抜き価格）が予定価格以内の最低額の入札をした者を落札者とする。
(2)　全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は再度入札を実施する。（日時は別示する）
(3)　同価の入札の場合については、抽選により決定する。

７　保証金に関する事項
(1)　入札保証金：免 除
　　ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の１００分の５以上を違約金として徴収する。

(2)　契約保証金：免 除
　　ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

８　入札の無効
(1)　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
(2)　入札金額を訂正してある入札、入札書の記載事項、押印を省略しない場合は押印が不明瞭なもの。
(3)　入札参加資格者に関する条件に違反した入札

９　契約書等作成の要否
(1)　「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成提出
(2)　適用する契約条項
　　「役務請負基本条項」
　　「談合等の不正行為に関する特約条項」
　　「暴力団排除に関する特約条項」

１０　その他
(1)　郵便又は持参による入札を可能とする。
(2)　入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札等参加心得に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約致します。」と余白に記入すること。電信電話による入札は認めない。
(3)　送信封筒に必ず「（入札日時及び入札件名）入札書在中」の記載をし、入札期日の前日１７時迄に必着するよう郵送、又は持参し、郵送の場合は業務科契約班まで電話連絡すること。（再度入札を含む。）
(4)　入札に関する委任を受けた者は、入札執行前に委任状を提出すること。
(5)　入札における消費税の取り扱い
　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に消費税法に規定する消費税に基づく消費税法に相当する金額を差し引いた金額（税抜き）を入札書に記載すること。
(6)　開札後、入札者に連絡します。（当日中を基準とする）

１１　問合わせ先
(1)　入札に関する事項の問い合わせ先
　　〒８６２－０９０１
　　熊本県熊本市東区東町１－１－１
　　陸上自衛隊健軍駐屯地　西部方面会計隊本部　業務科　契約班（担当：四元）
　　ＴＥＬ　０９６－３６８－５１１１（内線４６８０）
　　ＦＡＸ　０９６－３６８－３５７９

(2)　仕様書に関する事項の問い合わせ先
　　陸上自衛隊健軍駐屯地　西部方面総監部　装備部　後方運用課（担当：中津留）
　　ＴＥＬ　０９６－３６８－５１１１（内線２６９４）

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6S6313201900

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号　または　規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号				グループ	納期	包装
1	6S2M1AM9042	0001		ST	1.00				熊本空港～那覇空港、石垣空港及び宮古島空	
	貨物専用機による装備品等の輸送								現地	
	仕様書の通り								現地（中津留１尉２６９４）	
									令和8年11月9日～令和8年11月12日	
			- 以下余白 -							

調達要求番号：

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td colspan="2">物品番号</td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">貨物専用機による装備品等の輸送</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>防　衛　大　臣　承　認</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和８年１０月　　日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　成　部　隊　等　名</td><td>西部方面総監部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，貨物専用機による装備品等の輸送について規定

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1　貨物専用機

日本国籍を有する貨物を輸送するための航空機をいう。

1.2.2　航空コンテナ等

貨物専用機に搭載する際使用する各種航空コンテナ及び航空パレットのことをいう。

1.2.3　装備品等

陸上自衛隊の保有する装備品及び補給品のことをいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2　貨物専用機による装備品輸送

2.1　一般的要求事項

装備品等約２０．０ｔ（航空コンテナ等含む。）を搭載できる状態に固縛・梱包するとともに、貨物専用機で、官側の指定する装備品等を搭載し、熊本空港から那覇空港まで航空輸送する。那覇空港から石垣空港及び宮古島空港までは、契約相手方の計画で輸送できるものとする。

2.1.1　時　期

令和８年１１月９日（月）から１２日（木）

2.1.2　区　間

熊本空港から那覇空港、石垣空港及び宮古島空港

2.1.3　所　要

装備品等約２０．０ｔ（航空コンテナ等含む。）なお、細部については官側に問い合わせるものとする。

2.1.4　要　領

a　装備品等の固縛・梱包

a)　装備品等の固縛に伴う車両の操縦については官側が実施する。

b)　装備品等を固縛する際のラッシングベルト等の位置については、事前に官側に確認する。

c)　装備品等の固縛・梱包については契約相手方が実施する。

d)　固縛資材の金具が車両と干渉する際には、養生の処置により損傷を防止する。

e)　熊本空港、那覇空港、石垣空港及び宮古島空港において、装備品等を引き継ぐ際には官側及び契約相手方双方立ち合いの下、点検を確行する。

b　装備品等の航空輸送

a)　装備品等の貨物専用機への積載・卸下は契約相手方が実施する。

b)　熊本空港、那覇空港、石垣空港及び宮古島空港において、装備品等を引き継ぐ際には官側及び契約相手方双方立ち合いの下、点検を確行する。

c　安全管理

契約相手方は、熊本空港における各種作業等を実施する上で必要な安全作業ミーティングが実施できる場所を確保するとともに、必要の都度、安全作業ミーティングを実施する。

3　監督・検査

監督及び検査は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の3.2による。

4　その他の指示

4.1　保全

契約相手方は，この契約の履行に当たり，直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに，別途利用その他への公表などは，官側の許可なく行ってはならない。また，この契約終了後も同等とする。

4.2　その他

その他は，次による。

a)　連絡手段及び態勢

契約相手方は営業時間の内外を問わず，官側の連絡に応じることができる態勢を確保する。

b)　空港使用等の必要な諸手続き

申請手続き等については，契約相手方が実施する。

C)　代替手段の確保

気象その他の天変地変等やむを得ない事由により検証が困難な場合には、速やかに官側に報告するとともに、検証可能な代替日を設定する。

4.3　別途協議

本仕様書に記載のない事項で,調整等を必要とする場合には,別途官側と調整するものとする。

4.4　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

入　札　書

金￥

（税抜き金額）

No.	品　　名	規　　格	単 位	数量	単　価	金　　額
1	貨物専用機による装備品等の輸送	仕様書の通り	ST	1		
	内 訳					
	熊本空港から那覇空港	機材（貨物専用機）	ST	1		
	那覇空港から石垣空港	機材（　　）	ST	1		
	那覇空港から宮古島空港	機材（　　）	ST	1		
	合　計					
履　行　場　所		熊本空港～那覇空港、石垣空港及び宮古島空港				
履　行　期　間		令和8年11月9日　～　令和8年11月12日				

上記のとおり、入札条件及び契約条項等を承諾のうえ入札致します。
また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札等参加者心得に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約致します。

令和8年10月27日

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長　秋吉 裕之　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

代 理 人

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

市 場 価 格 調 書

分任契約担当官　　令和　　年　　月　　日
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長　秋吉 裕之　　殿

下記のとおり見積致します。

住　　所
会 社 名
代表者名

担当者
連絡先

金 ￥
（税抜金額）

No.	品　　名	規　格	単位	数量	単　価	金　額
1	貨物専用機による装備品等の輸送	仕様書の通り	ST	1		
	内　訳					
	熊本空港から那覇空港	機材（貨物専用機）	ST	1		
	那覇空港から石垣空港	機材（　　）	ST	1		
	那覇空港から宮古島空港	機材（　　）	ST	1		
	計					
納　　地		熊本空港～那覇空港、石垣空港及び宮古島空港				
納　　期		令和8年11月9日　　～　令和8年11月12日				

10月23日(金) 1200までにFAXで提出願います。